

第4回

仙台藩・一関藩・盛岡藩の追放刑のはなし

令和3年2月13日(土) 13時30分～15時
於 大原市民センター大ホール

はじめに

前回、一関藩田村家は、大名としての側面と仙台藩伊達家家臣としての側面の二面性をもつことを、両藩の流罪を通して確認した。今回は、同様の確認を両藩の追放刑を考察することで行いたい。

ただし、盛岡藩が、幕府や仙台藩・一関藩の追放刑と異なる独自の方式を採用しているので、参考までにここで盛岡藩の追放刑についても触れておきたい。

I 追放刑の歴史概略

1) 古代・中世社会の追放刑

現在の刑罰の中心は、懲役や禁錮という自由を奪う刑(=自由刑)であるが、江戸時代の中心的な刑罰は死刑と追放刑だった。犯罪者や厄介者を集団(共同体・仲間)から追放することは、洋の東西を問わず、古くから行われた。

① 古代社会の追放刑

- ・スサノオノミコトの^{たかまがはら}高天原からの追放
- ・ドイツ古代の^{へいわそうしつ}「平和喪失」

② わが国中世の追放刑

- ・犯罪の発生=その地域が「けがれた」ことを意味する
 - 「けがれ」を除去しなければならない(=「お祓い」をする必要)
 - 犯人を死刑にすることは新たな「けがれ」を生むことになるので不可能
 - 犯人をその地域から追放することで「きよめ」られる
 - 犯人を追放するだけでなく、その住居などを焼却することでも「きよめ」る

2) 江戸幕府の追放刑

室町時代から戦国時代になると、死刑も復活して、犯罪を「けがれ」とみる観念も薄らいだと思われるが、犯罪者や厄介者を集団から追い出すことは、刑罰としての意味をもって継続する。

① 近世前期の追放刑

- ・260前後の大名領の存在 → 厄介者は他領に追い出してしまう
 - 他領からも厄介者が入ってくるから、要するに厄介者を遣り取りしているだけ
 - 追放されても何とか生きていける経済発展=刑罰としての意義が減少
 - 8代将軍徳川吉宗による享^{よしむね}保^{きやうほう}7年(1722)の他国追放抑制令発布(『御触書寛保^{おふれがきかんぽう}』)

しゅうせい
集成』2509号)

(前略) 悪事これあり候者、領内に差し置き候を嫌い、他所へ放し遣わし候儀は、これあるまじきことに候、近年公儀においては追放もの先ずはこれなきように仰せ付けられ候間、国々所々においてその旨を存じ、みだりに追放これあるまじく候、(後略)

→しかし、幕府自身がその後も追放刑を利用し続けた

② 幕府『公事方御定書』下巻(寛保2年(1742)制定)の規定する追放刑

・重追放 中追放 軽追放 江戸十里四方追放 江戸払い 所払い

→入ってはいけない区域(=お構い場所)の広狭で区別

重追放のお構い場所=武蔵・相模・上野・下野・安房・上総・下総・常陸・山城・摂津・和泉・大和・肥前・東海道筋・木曾路筋・甲斐・駿河

中追放のお構い場所=武蔵・山城・摂津・和泉・大和・肥前・東海道筋・木曾路筋・下野・日光道中・甲斐・駿河

軽追放のお構い場所=江戸十里四方・京・大坂・東海道筋・日光・日光道中

→延享2年(1745)に、重・中・軽追放のお構い場所は、すべて江戸十里四方・住居の国・犯行の国に限られ、重追放は田畑・家屋敷・家財を、中追放は田畑・家屋敷を、軽追放は田畑を取り上げる、つまり關所の範囲で区別することに改正
→追放先で監視等は付かなかったようである

II 仙台藩の追放刑

1) 年不詳『格書拔』の規定する凡下(=庶民)に対する追放刑

・遠き川切り御追放 三郡御追放 二郡御追放 一郡御追放 一村御追放
御城下御追放

2) 遠き川切り御追放の内容

一遠き川切り御追放

ただし、他国追放の代わりに仰せ付けらる、一迫川を中になし置かれ、北南を相分けられ、一迫川より北の者は阿武隈川・宮川南に御追放仰せ付けられ、一迫川より南の者は北上川切り御追放仰せ付けらる、

・仙台藩の5代藩主伊達吉村の時期に、幕府の他国追放抑制令を受けて庶民の他国追放を廃止し、その代わりに遠き川切り追放を設けた。ただし、武士に関しては他国追放を残した

・『格書拔』にはみられないが、近世前期には近き川切り追放(三本木川や名取川)もある

・追放先への護送としては、徒歩での護送は付き人2人、伝馬でも護送は馬子のほか付き人2人とされる(『宮城県史』31、478頁(享保6年2月3日))。付き人はおそらく足軽などではなかったろうか

3) 追放先での生活と奴刑との結合

・追放された者が追放先でどのような生活を送っていたかについては、よく分からない。

- 流罪に処された者には、それなりに生活していける措置が取られたことは前回はなし
 たが、追放刑を受けた者については、そのような措置が取られた形跡がみられない
 ・そのためであろうか、追放先を逃亡して元の居場所に戻る（＝立ち帰り）例が跡を絶
 たなかった
- 追放された者をどう処遇するかは、幕府・諸藩とも頭を悩ませた問題
 - 熊本藩の眉なしの刑や幕府の佐渡水替え人足・人足寄場（Ⅴで解説）
- ・仙台藩は、その解決策の 1 つとして、年季を限った奴刑を採用し、追放刑の代わり
 に奴刑を科すことにした
- 奴刑＝犯罪者本人やその妻子を、家臣や町村役人に犯罪奴隷として無償で与える
 刑罰

Ⅲ 一関藩の追放刑

1) 『増補刑罪録』にみられる追放刑の種類

- ・他国追放 阿武隈川・宮川南へ追放 御知行中追放 御領外追放 仙台御領
 外追放 御領外五里四方追放 御領外三里四方追放 衣川切り追放 水沢切
 り追放 末野切り追放 古川切り追放 三郡追放 二郡追放 一郡追放
 一村追放 所払い 両町お構い
- ・仙台藩の追放刑と比べて、一関藩の追放刑は種類が多い
- ・しかし、領地（＝知行所）が散在しているから、例えば、御領外追放の場合、仙台藩
 領である隣村にいることは許されたのか、御領外五里四方追放の場合、どこを起点と
 して五里四方なのか等、疑問点がある
- ・さらに、追放先での処遇はどうなっていたのかも不明である
- ・なお、寛政元年(1789)10 月に、東山摺沢町(大東町)の吉郎兵衛が売女を抱えおきな
 がら姪に偽ったうえ、常々博奕を犯して民風を乱したとして、「他国追放 持道具欠
 所」に処された事例(992 号)のように、近世後期にも他国追放が利用されている

2) 仙台藩領を利用した追放刑

- ・明和 8 年(1771)5 月、流富沢村(旧一関市)の丈右衛門は無宿者を召し使っていて、
 ともに盗みを働いたとして、「阿武隈川・宮川南へ追放 家財欠所」の判決を受けた
 (『増補刑罪録』101 号)
- ・文化 13 年(1816)11 月、瀧沢村(旧一関市)新五郎子の養吉は、同村の者の宅で博奕を
 打ったうえ、同類を催して人家へ忍び入って穀物を盗み取った罪で、「古川(現宮城
 県古川市)切り追放 持道具欠所」とされた(151 号)
- ・寛保元年(1741)8 月、大町(旧一関市)の太四郎は、町目付と号して權威をもって在町
 より金子を掠め取ったとして、「衣川(現奥州市・平泉町)切り追放 家内欠所」に処
 された(597 号)
- ・寛延 3 年(1750)正月に、村を掠める等の悪事を重ねたとして「永牢 家財・田地欠所、
 妻子奴」に処された流金沢村(花泉町)肝入名代の勘之丞と同人親旧名代の喜太郎が、
 宝暦 5 年(1755)6 月に赦に浴し、「永牢御免 水沢(現奥州市)切り追放」となった(461
 号、2601 号)

- ・文化11年(1814)4月に、流^{とうげ}峠村(花泉町)の金七家内とも7人と又市家内とも5人は、先年越後より引っ越して、旅費を与えられ住居の普請までされて、それぞれ手当てされたにもかかわらず、大酒・放埒で農業を怠って困窮し一旦出奔したとして、「末野^{すえの}(現宮城県栗原市金成?)切り追放 家財・持道具欠所」とされた(1103号)

このように、一関藩の追放刑は、阿武隈川・宮川南へ追放を初めとして、古川切り追放・衣川切り追放・水沢切り追放・末野切り追放など、仙台藩領をその追放先として利用していた。

以上の通り、一関藩は、追放刑についても、一関藩自身の領地ではなく仙台藩の領地を追放先として利用していたことが理解できる。このような仙台藩領利用がなぜ可能だったのであろうか。それは、一関藩田村家が仙台藩伊達家の家臣としての側面を有していたからと考えるほかない。

もちろん、こうした追放刑を一関藩が勝手に実施できたわけではなく、そこには仙台藩との連絡・調整が必要だったと推測される。しかし、そのような交渉実態を教えてくれる資料に、残念ながらいまだ接していない。

3) 一関藩の特徴的な追放刑

- ・無宿者を追放する場合、乞食頭^{こじきがしら}に渡して追放する例が目につく〔資料1〕。これは、どのような意味をもつか
- ・同じく無宿者の追放に際して、入れ墨ないし目印を付けて追放する例がある。仙台藩では入れ墨刑を採用しなかったにもかかわらず、一関藩では入れ墨ないしそれに類似した目印を採用したと考えられる

IV 盛岡藩の追放刑

1) 『文化律』(文化5、6年(1808、9)制定) 113条の規定する追放刑

- 一重キ追放 田名部^{うしたき}牛瀧
遠追放の場所へ縄下のまま追放
- 一遠追放 両鹿角^{かづの} 沢内 野田 野辺地^{のへじ} 田名部^{たなぶ}
- 一中追放 五戸 三戸 七戸 宮古 大槌 五戸市川新田
- 一近追放 雫石 沼宮内 福岡 大迫 外に大更新田^{おおおけ} 銅山
御鷹野場
- 一御城下払い
- 一二十三丁払い
- 一所払い

以上のように、近追放までの追放刑は、追放先が指定されている。幕府のようなお構い場所指定方式に対して、追放先指定方式と呼ぶことができる。ただし、追放先がいかんして決定されたのか、その手続きは分からない。御城下払い以下は、幕府のお構い場所指定方式と同一。

2) 追放先での監視・監督

- ・近世前・中期については、みるべき資料は未入手

- ・金矢光輔『御代官心得草』(安政3年、1856、編纂)(『藩法集』9・盛岡藩下)の「御追放者これある節心得方」(783・4頁)

「支配所への御追放者来たり候わば、検断・目明かし等の者呼び上げ、玄関にて仰せ渡され書きを物書きに申し付け読み渡させ、検断へ相渡し、きつと慎みまかりあるべき段申し渡し、遣わすべきこと」

とあることから、まったく野放しというのではなく、実質的には目明かし等の監視下におかれたようだ。→ 何とか生活はできただろうが、「一宿一飯の恩義」を感じないだろうか

3) 新田・鉾山への追放の意義

① 新田への追放

- ・すでに寛文8年(1668)に、和賀郡・稗貫郡の新田開発に走り百姓や軽犯罪者を利用したらしい(『雑書』同年6月24日条)。しかし、犯罪者を独立した百姓として新田開発に従事させるのは困難だったようだ。→ 既存の百姓の奉公人として送り込む
→ 労働力の利用が目的

② 鉾山への追放

- ・『雑書』安永6年(1777)12月8日条の、不行跡の堀江勇右衛門元召仕の長助が水沢銅山へ追放されたのが初見 → 山師=鉾山経営者の監視下におかれたか

V 追放刑に代わる拘禁施設の設置

追放刑は、一般的にそれに処された者を監視も付けずに放り出すだけであるため、その者が入ってきた地域が迷惑を被るだけでなく、本人の改善にも役立たず、また、元の地域に立ち帰ることもほとんど防げない。この欠点を除く最良の方法は、彼らを野放しにせず、一定の施設に収容することである。このような施設として、

1) 熊本藩(細川家)の「眉なしの刑」

- ・宝暦5年(1755)制定の『御刑法草書』において、追放刑を廃止して徒刑採用。追放された者は生活基盤を失うから、どうしても再犯することになるとの考え
- ・犯罪者の眉を剃ったうえで「定め小屋」に収容して強制労働に従事させる。刑期は1年、1年半、2年、2年半、3年の5等級。労働には一定の賃金を与えて、一部は強制積立とし、出所時に生活の元手として与える

2) 江戸幕府の佐渡水替え人足・人足寄場

① 佐渡水替え人足

- ・安永7年(1778)から始められた幕府の佐渡水替え人足
当初は、江戸に滞留する無罪の無宿対策だったが、これまた文化2年(1805)以降追放刑の宣告を受けた者をも送り込んだ

② 石川島人足寄場〔資料2〕

- ・老中松平定信により、当初は無罪の無宿の収容施設(=保安施設)として設置提案
- ・石川島人足寄場の実現に務めたのは、火付け盗賊改めの長谷川平蔵。寛政2年(1790)に設置

- ・文政3年(1820)より江戸払い以上に処された被追放者も石川島人足寄場に収容するようになる(懲役刑類似)
 - ・柿色に白い水玉模様の半纏はんてんを着せて労働に従事させる。一定の賃金を与えて、その一部を積み立て、出所時に与えて生活の元手とする
 - ・心学しんがくのはなしを聞かせるなど、一定の教育刑的要素あり → 更生施設
- ③ 上郷人足寄場
- ・上郷人足寄場の実現には勘定奉行所・代官が当たった
 - ・離村農民の再定着を目的とし、石川島人足寄場より送り込む

おわりに

江戸時代の刑罰の主流は死刑と追放刑であり、死刑は厄介者をこの世から追い払うものであり、また追放刑は、自領から他領に厄介者を追放する刑罰だった。各地に260前後の大名がいた江戸時代には、追放刑は自領の治安を維持するうえで容易かつ効果的と考えられた。

しかし、追放刑は、要するに幕府領・大名領の間で厄介者を遣り取りするだけであり、厄介者が入ってきた領分では迷惑になるうえ、追放された者も生活基盤を失うため再び罪を犯す可能性が大きかった。

このような追放刑のもつ問題点については、8代将軍徳川吉宗をはじめ、多くの政治家や役人・学者に認識されていたことであり、その問題点の解決のため追放された者に何らかの監視を付ける工夫もなされた。しかし、根本的には、犯罪者を野に放つのではなく、何らかの拘禁施設を設置して、そこに収容することが目指された。そこで、熊本藩の「眉なしの刑」や江戸幕府の人足寄場が18世紀後半に設置され、追放刑の問題点の克服を目指すとともに、収容者の更生を図る努力もなされた。

もっとも、このような収容施設を設置し維持していくためには、相当の財政的負担が必要であり、この財政的負担に耐えられない場合、仙台藩・一関藩や盛岡藩のように、家臣や民間人に監視を委ねることを続けるほかなかった。

一方、19世紀になると、熊本藩や幕府に倣って、追放刑に代わって犯罪者を収容する施設を設置する藩も表れてくる。東北地方でも、例えば、

- ・会津藩(松平家) 寛政2年(1790)「徒小屋」(刑法典『刑則』けいそく制定)
- ・庄内藩(酒井家) 文政元年(1818)「溜場」ためば
- ・新庄藩(戸沢家) 嘉永元年 or 2年(1848or49)「徒刑場」とけいば
- ・秋田藩(佐竹家) 藩政末、「寄場」よせば

など、犯罪者を収容して労働させる施設を設置したことが知られている。こうした施設の経験をもとに、明治期に入ると西洋法の影響もあって、近代的な刑罰としての懲役刑が導入され、またその施設としての監獄かんごく(後に刑務所と改称)が設置されていくことになる。

ちなみに、現在仙台市若林区にある宮城刑務所の場所(政宗時代の若林城趾)に、明治12年(1879)に設置された「宮城集治監」みやぎしゅうじかんは、国家が運営するわが国最初の監獄で、当時は「東京集治監」とともに2つしかなかった(従来の牢→監獄は県が運営)。きわめて近代的な監獄として有名だったが、残念ながら昭和48年(1973)に取り壊された[資料3]。

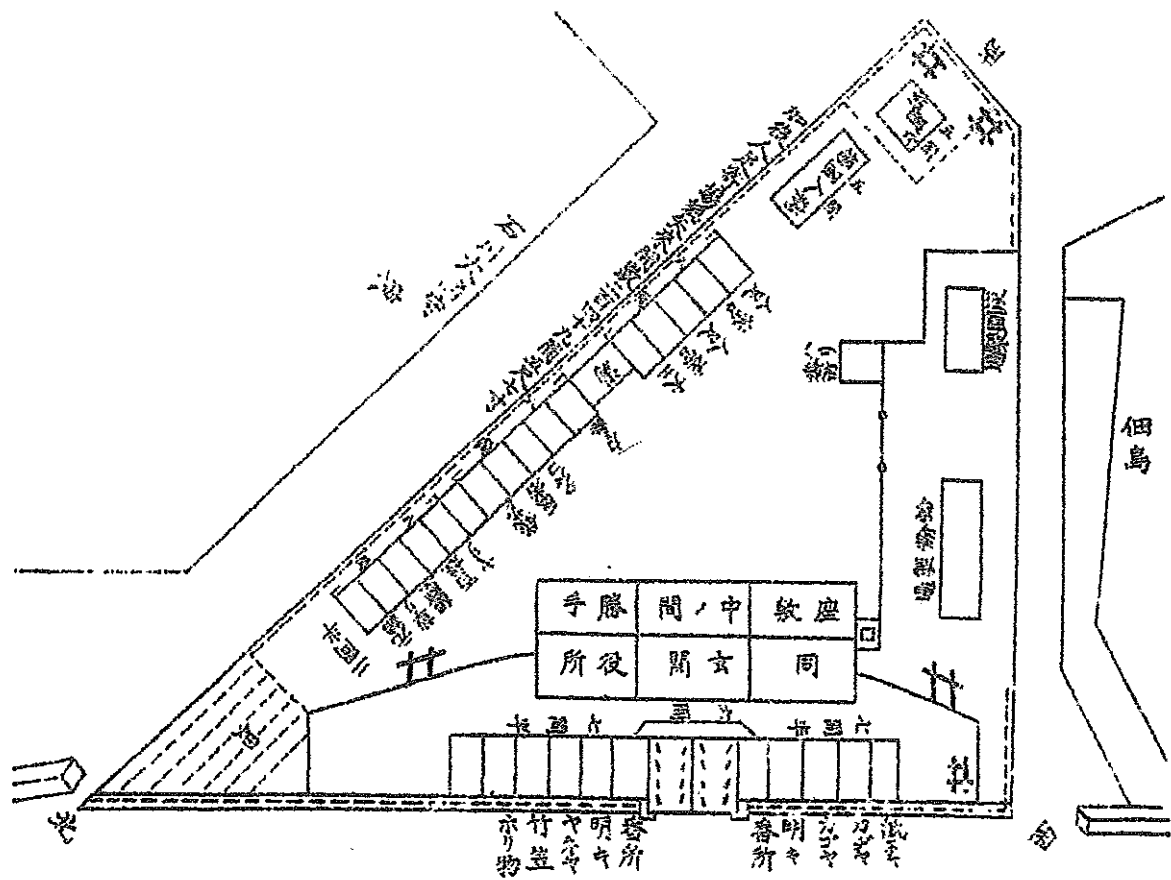
(資料1)

『増補刑罰録』記載の乞喰頭面と追放事例

No.	記事年月	名	前	住 所	罪	状	追 放 刑 罰 事	通し番号
1	宝暦 6年(1756) 5月	八十郎	無宿	孤徳寺村九右衛門子	蔵の戸を明け、味噌等盗	蔵の戸を明け、味噌等盗	乞喰頭え相渡、入獄之上、御領外追放	78
2	宝暦 6年(1756) 9月	又五郎	無宿	浦津村又兵衛子	米2俵・衣類を2分所で盗	米2俵・衣類を2分所で盗	乞喰頭え相渡、御領外追放、持運具欠所	82
3	宝暦 6年(1756) 9月	彌次	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放	89
4	享和 8年(1758) 8月	長八	無宿	無宿	追放立堀の上迄	追放立堀の上迄	乞喰頭え相渡、目印付、御領外追放	91
5	安永 7年(1778) 4月	長五郎	無宿	無宿	臥入りの銭盗	臥入りの銭盗	乞喰頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放	105
6	安永 8年(1779)10月	十之丞	無宿	流日形村又三郎弟元水香退放立堀	本所へ立ち寄り、強盗・不法	本所へ立ち寄り、強盗・不法	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	1145
7	天明 4年(1784) 5月	玉蔵	無宿	中沢立之助置代當時無宿	土屋敷へ忍び入り、白米盗	土屋敷へ忍び入り、白米盗	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	111
8	天明 5年(1785) 2月	長蔵	無宿	無宿	往來寺門前、御領外三里四方追放	往來寺門前、御領外三里四方追放	乞喰頭え相渡、目印付、御領外三里四方追放、持運具欠所	114
9	天明 5年(1785) 4月	吉左衛門	無宿	無宿	処々で穀物盗	処々で穀物盗	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	118
10	天明 7年(1787) 3月	林蔵	無宿	流日形村地港	柄唐・穀物盗	柄唐・穀物盗	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	126
11	天明 8年(1788) 8月	三太郎	無宿	流日形村九五郎出立立堀	本所へ立ち寄り、強盗・不法	本所へ立ち寄り、強盗・不法	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	128
12	天明 8年(1788) 10月	栄吉	無宿	無宿	交脚へ金・衣類盗	交脚へ金・衣類盗	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	129
13	天明 8年(1788) 10月	銀蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	137
14	文化元年(1804)10月	新蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	1598
15	文化 6年(1811) 4月	元助	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	836
16	文化 8年(1812) 7月	後吉	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	1000
17	文化 9年(1812) 7月	丹治	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	146
18	文化 12年(1815)10月	一山	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	147
19	文化 12年(1815)10月	瑞松	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	148
20	文政 3年(1820)12月	養安衛門	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	366
21	文政 6年(1823) 6月	彦九郎	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	1190
22	文政 7年(1824)10月	真助	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	165
23	天保 2年(1831) 9月	太吉	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	185
24	天保 4年(1833)10月	陳五郎	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	1194
25	天保 8年(1837) 5月	龜治	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	204
26	天保 8年(1837) 6月	三治	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	214
27	天保 8年(1837)12月	市三郎	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	216
28	天保 10年(1839) 2月	五右衛門	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	218
29	天保 10年(1839) 4月	多利蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	220
30	天保 10年(1839) 7月	佐仲	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	286
31	天保 10年(1839) 8月	つづ	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	222
32	天保 10年(1839) 8月	長蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	223
33	天保 11年(1840) 5月	平蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	224
34	天保 11年(1840) 5月	友治	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	227
35	天保 12年(1841) 2月	三蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	228
36	天保 12年(1841)10月	金助	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	229
37	天保 12年(1841)10月	与四蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	230
38	天保 12年(1841)12月	周治	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	231
39	天保 13年(1842) 3月	卯太郎	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	232
40	天保 13年(1842) 3月	孝松	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	233
41	天保 13年(1842)11月	通蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	234
42	天保 13年(1842)11月	八太郎	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	235
43	天保 14年(1843)11月	浦次郎	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	236
44	弘化 2年(1845) 3月	周蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	237
45	嘉永 2年(1849) 5月	佐蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	240
46	嘉永 2年(1849) 5月	市蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	244
47	嘉永 2年(1849) 5月	市蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	2483
48	嘉永 6年(1853) 7月	十蔵	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	774
49	嘉永 6年(1853)12月	澤七	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	246
50	安政元年(1854)12月	庄吉	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	247
51	安政 2年(1855) 3月	庄吉	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	249
52	安政 3年(1856)正月	千代治	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	778
53	安政 3年(1856) 6月	繁治	無宿	無宿	無宿	無宿	乞喰頭え相渡、御領外三里四方追放、持運具欠所	306

〔資料2〕 幕府・人足寄場

(『日本近世行刑史稿・復刻版』82頁)



〔資料3〕 宮城集治監

(『刑政』119巻2号, 92頁)

